

新型コロナウイルス感染症関連情報

給付金・手当金の支給

【国・市独自】 子育て世帯への臨時特別給付金

申請がお済みでない方は期限内に手続きしてください。

- 対 平成15年4月2日～令和4年3月31日生まれの児童を養育している方のうち、
 - 平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童のみを養育している方
 - 令和3年9月分の児童手当を所属庁（勤務先）から受給している公務員
 - 令和3年12月1日以降に生まれた児童を養育している方
 - 令和3年9月1日～12月23日に児童手当の受給者を変更した方（離婚や離婚協議の理由に限る）

給付額 児童1人あたり10万円

申請期限 3月31日(木)

※該当すると思われる方は、問合せ先へご相談ください。
 ※既に子育て世帯への臨時特別給付金を受給した方は対象外です。

問 子ども未来課医療手当係（内線3285）／各総合支所児童福祉係（☎ 108／📠 239／📞 150）

傷病手当金の支給

- 対 久喜市国民健康保険または埼玉県後期高齢者医療制度に加入している被用者（給与等の支払いを受けている方）で新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる場合で、労務に服することができない方

※詳細はお問い合わせください。

問 国民健康保険課給付係（内線3446）

保険税・保険料の減免

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料および介護保険料の減免

- 対 新型コロナウイルス感染症の影響により、
 - 主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 - 主たる生計維持者の収入が一定程度減少した世帯

問 国民健康保険課保険税係（内線3455）／介護保険課保険料・給付係（内線3263）



あたたかな寄贈を
ありがとうございます

寄贈日	寄贈者（敬称略）	寄贈内容
1月23日	しみず 清水 友基	一般用マスク 240枚 他
1月31日	ふなた 船田 あい	一般用マスク 50枚
1月31日	もり 森 はるか 春香	一般用マスク 230枚

ご存じですか？ 郵便等投票制度

問 選挙管理委員会事務局（内線2247）

身体が不自由なため投票所へ行くことが困難な方で、右の<表1>に該当する方は、「郵便等投票証明書」の交付を受ければ、郵便等による不在者投票制度を利用できます。また、<表1>に該当する方で<表2>のいずれかに該当し、自ら投票の記載をすることができない方は、代理記載制度を利用できます。

希望する場合は、本人または代理の方が、身体障害者手帳等を持参の上、市選挙管理委員会に申請してください。
 ※複数の障がいがある方の場合、手帳全体の級別ではなく、該当する障がい内容の級別によって対象かどうかが決まります。

障がい等の区分	障がい等の種類	障がい等の程度
表1 身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1級・2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級・3級
	免疫、肝臓	1～3級
表1 戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症
表1 介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

障がい等の区分	障がい等の種類	障がい等の程度
表2 身体障害者手帳	上肢、視覚	1級
	戦傷病者手帳	上肢、視覚